

留学生・奨学生地域交流集会(育英の集い) 全国6箇所で開催予定！参加者募集中！

育英友の会では、日本学生支援機構（JASSO）と共催で、日本人学生と外国人留学生との交流を通じて、国際親善と相互理解を深めることを目的として、留学生・奨学生地域交流集会（愛称：育英の集い）を開催します。

北海道・東北地区 （北海道・青森
・岩手・宮城・秋田・山形・福島）

日程；7/30（土）～8/1（月）

会場；秋田県立保呂羽山少年自然の家

関東地区 （茨城・栃木・群馬・埼玉
・千葉・東京・神奈川・山梨）

日程；8/13（土）～8/15（月）

会場；国立赤城青年の家

東海・北信越地区 （岐阜・静岡・愛知
・三重・新潟・富山・石川・福井・長野）

日程；8/6（土）～8/8（月）

会場；春日井市少年自然の家

近畿・四国地区 （滋賀・京都・大阪・兵庫
・奈良・和歌山・香川・徳島・愛媛・高知）

日程；8/6（土）～8/8（月）

会場；国立淡路青年の家

中国地区 （鳥取・島根・岡山・広島・山口）

日程；8/5（金）～8/7（日）

会場；中国・四国地区国立大学 大山共同研修所

九州地区 （福岡・佐賀・長崎・大分・熊本
・宮崎・鹿児島・沖縄）

日程；8/27（土）～8/29（月）

会場；国立阿蘇青年の家

詳細は日本学生支援機構のホームページで！
<http://www.jasso.go.jp/kouhou/tsudoi.html>

次ページに、概略の
Q & Aがあります。

留学生・奨学生地域交流集会についてのQ & A

留学生・奨学生地域交流集会の参加申込期限は、6月末日までとなっています。多数の皆さんの応募を、主催者として心からお待ちしております。

なお応募者多数の場合は、締切日を繰り上げることがあります。お早めにお申し込みください。

この交流集会（育英の集い）について質問があるのではないかと予想される事項を、Q & Aとしてまとめてみました。

Q 1. 昨年までの「奨学生の集い」とは違うのですか。

A 1. 「奨学生の集い」を発展させたものです。「奨学生の集い」と同様に日本学生支援機構と育英友の会が共催で開催しますので内容が大きく変わることはありませんが、日本人奨学生同士の交流だけでなく、留学生とも国際交流できるようになります。お楽しみください。

Q 2. 現在日本学生支援機構の奨学金貸与を申請中の学生ですが、申し込みできますか。

A 2. 申し込みできます。申込書の奨学生番号の欄では、「申請中」に○をしてください。ただし応募者多数の場合は、日本学生支援機構の奨学生の参加が優先となります。ご了承ください。

Q 3. 専門学校生（または高校生）で日本学生支援機構の奨学生ですが、申し込みできますか。学校には募集要項が届いていないのです。

A 3. 申し込みできます。募集要項をFAXまたは郵送で学校の奨学金係に送ります。または、募集要項を日本学生支援機構のホームページ（<http://www.jasso.go.jp>）よりダウンロードしてください。

補足：都合により大学、短大、高専のみに募集要項をお送りしています。

Q 4. 日本育英会の奨学生ですが、申し込みできますか。

A 4. 申し込みできます。日本育英会の奨学金貸与事業や、日本国際教育協会・内外学生センター・国際学友会・関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生関連交流事業、並びに国が実施してきた留学生に対する奨学金給付や学生生活調査などの事業を整理統合し、学生支援事業を総合的に実施する「日本学生支援機構」が2004年4月に誕生しました。従いまして、あなたは日本学生支援機構の奨学生です。

Q 5. 留学生でも奨学生でもない学生・生徒ですが、申し込みできますか。

A 5. 申し込みできます。国際交流に関心のある大学生、短大生、高専生、高校生、専門学校生も参加可能です。ただし、応募者多数の場合は、留学生・奨学生の参加が優先となります。ご了解ください。

Q 6. 夏休みに帰省する予定です。帰省先の「留学生・奨学生地域交流集会」に申し込みできますか。

A 6. 申し込みできます。

Q 7. 私費留学生ですが、申し込みできますか。

A 7. 日本の学校（大学、短大、高専、高校、専門学校）に在籍していれば、申し込みできます。

Q 8. まだ日本語が十分に話せないのですが、申し込みできますか。

A 8. 片言でも日本語で意思疎通できれば、申し込みできます。全く日本語を話せない場合は、残念ながら申し込みをご遠慮ください。

Q 9. 大学の研究生として在籍している留学生（滞在資格は留学または就学）ですが、申し込みできますか。

A 9. 申し込みできます。交通費は学割計算で支給します。ただし応募者多数の場合は、留学生・奨学生の参加が優先となります。滞在資格が留学または就学でない場合は、申し込みできません。

Q 10. 申し込み後にキャンセルすると、キャンセル料が必要ですか？

A 10. 原則キャンセル料は必要ありません。ただし、無断欠席など無責任なキャンセルには参加費相当のキャンセル料を請求する場合があります。参加できなくなった場合は、すぐに申込先までご連絡ください。正式案内送付後（7月中旬以降）は、開催委員長宛でも構いません。

新潟県中越地震 ～被災地出身者としての半年～

上村裕右（埼玉県在住・新潟県小千谷市出身）

昨年 10 月 23 日に新潟県中越地方（長岡・小千谷・十日町・魚沼市等）を震源とした地震が発生。川口町で震度 7 を観測、死者 46 名、重軽傷者約 4,700 名、被害家屋約 11 万件、避難者も最大時 10 万名を超える大惨事となった。犠牲となられた方のご冥福を祈ると共に被災地の 1 日も早い復興を祈りたい。

さて私の実家は震度 6 強を観測した小千谷市にある。幸い家族の無事は翌日確認、私の実家も半壊と査定されたが修理し引続き住める状態であった。余震や交通機関の寸断で初めて現地入りしたのは震災から 8 日後。倒壊した家屋や崩壊した崖など変わり果てた故郷の姿にさすがにショックを隠しきれなかった。



写真は雪の積もる被災地での復興作業の様子（上村氏提供）

当時は避難所となった公園でテントや車中泊を余儀なくされ町内の方が集まり炊き出しが行われていた時期である。避難所では久々に再開した友人や近所の方との会話も弾んだが、明るく見える表情にも地震の恐怖や頻発する余震、長期の避難生活での疲労とストレスが溜まっており、さらに家屋の修理や仕事など今後の生活に不安を抱えている様子が感じられ、私はひたすら聞き役に徹した。何も助言は出来ずとも相手の話を聞くことで少しでも不満や不安を和らげ吸収しようと努めた。

4 月末現在も旧山古志村（4 月に長岡市と合併）全域など一部の地域は避難指示が未だ解除されない。また仮設住宅での生活を余儀なくされている方も多い。しかし被災地は復興に向け着実に歩み始めている。

最後に中越を応援し支えて下さった全国の方々に改めて感謝の言葉を述べたいと思います。

各支部ホームページアドレス

北海道支部	http://plaza2.mbn.or.jp/~Section_G/ikuei/index.html
東北支部	http://www5b.biglobe.ne.jp/~kudotaku/index.htm
関東支部	http://itomo.sakura.ne.jp/
東海支部	http://www3.tokai.or.jp/andog-anvitz/
北信越支部	http://www.nice-tv.jp/~t-y0921/
近畿支部	http://www004.upp.so-net.ne.jp/ikinki
中国支部	http://www2.justnet.ne.jp/~amatsukawa/tomotori/ikuei.htm
四国支部	http://www015.upp.so-net.ne.jp/ikuei-s/
九州支部	http://www5.enjoy.ne.jp/~aimi-h/kyushu.html

育英友の会ホームページ <http://www2u.biglobe.ne.jp/~itomo/index.htm>

2004年度第3回理事会開催

2005年3月12日（土）～13日（日）、日本学生支援機構市谷事務所において理事会が開催されました

2004年度活動状況

1. 事業関係
 - ・2004年度「奨学生の集い」について
2. 広報関係
 - (1) 会報や支部報の発行、発送状況
 - (2) 契約宿泊施設について
 - (3) 友の会ホームページとメーリングリストの運用状況について
3. 長期ビジョン関係
 - ・各理事からの意見の集約について
4. 財務関係
 - (1) 2004年度財務状況について
 - (2) 特別会計の収支状況

2005年度活動計画

1. 事業関係
 - ・留学生・奨学生交流集会について
2. 広報関係
 - (1) 会員名簿の管理について
 - (2) 宿泊施設との契約更新について
 - (3) 会報及び支部報の発行について
3. 長期ビジョン関係
 - (1) ウェブページの活用について
 - (2) 新規事業の検討
 - (3) 財政基盤の確立のための方策
4. 総務関係
 - ・2005年度大会の日程と会場について

住所氏名の変更について

最近、「会報」が宛先不明で返送されてくるケースが増えています。皆様のお手元まで「会報」を正確にお届けするため、以下の場合には、すみやかにご連絡ください。

- ・転居をされる場合
- ・改姓をされる場合
- ・封筒表記の住所が正しくない場合

右の変更届をコピーして、ハガキ等に貼付のうえ、下記まで郵送願います。

〒162-8412

東京都新宿区市谷本村町 10-7
日本学生支援機構政策企画部広報課内
育英友の会事務局

住所氏名変更届

氏名 (旧姓)	
旧住所	〒 TEL ()
新住所	〒 TEL ()

友の会宛メールへのお願い

育英友の会宛に、日本学生支援機構の奨学金についての相談、問い合わせのメールをいただくことがあります。

申し訳ございませんが育英友の会は、日本学生支援機構とは別の団体です。

奨学金に関する問い合わせは日本学生支援機構の奨学事業相談センター(0570-03-7240)へ直接お問い合わせください。

育英友の会からの回答は御容赦願います。

友の会への問い合わせ

育英友の会事務局には、常駐する関係者がおりません。申し訳ございませんが、お問い合わせなどは、下記までメールでお願いします。

ikuei_tomo@yahoo.co.jp